

「スポーツ政策」論の社会学的再検討

— 「スポーツ権」・「総合型地域スポーツクラブ」をめぐって —

Theoretical Review and Consideration on “Sport Policy” Studies: Over the “Rights to sport” and “Comprehensive community sport club”

伊藤 恵 造

Keizo ITO

Abstract

The purpose of this study is to clarify the results and problems of “sport policy” studies conducted from the 1970s to the present.

The arguments of “ideal sport policy” shed light on the problem of the promotion of sport by the national and local government. However, it became apparent that they still had issues in a method of the grasp of a life. In addition, in the discussion of “rights to sport” as the basis for an “ideal sport policy”, the limitation became evident from the perspective of “sport as a media”, not “a movement”.

Furthermore, in the arguments over the “comprehensive community sport club”, the necessity of asking about a “top-down approach” and “the facts of the policy subject” was pointed out. The meaning of “mobilization” in the argument of the “social capital” was confirmed as the symbol of this point and it became clear that it had been discussed without concrete facts about “inhabitants leadership”.

The problem of “sport policy” studies is to focus on the reality of “participatory community” starting from open relationships.

Key words

Sport as a media, “Sport Policy”, Social capital, Community

はじめに

国家の財政問題に端を発した行政区の広域化は、地域を自らの生き残りをかけた厳しい競争の渦へと巻き込んでいる(町村, 2004)。「地方分権」が推進されるなか、国家による財政支援が期待できない地方自治体は、これまでの税収源であった立地企業の不振と相俟って、その運営方向を模索しなければならなくなった。

そうしたなかで、自治体や企業に変わるあらたな地域づくりの担い手として注目を集めているのが、ボランティアセクターである。ボランティアセクターとは、ボランティア活動やそれが組織化したNPO(民間非営利組織)の設立などに代表される「市民の自発性に基づいて地域社会の発展・充実に寄与する部門」のことであり、自治体などの「公的セクター」や商業活動を展開する「企業セクター」と並んで、「社会を構成する諸要素をその遂行する機能によって分類した部門(セクター)」のなかの1つと位置づけられる(鳥越, 2001b, pp.195-196)。こうした「公共的領域」への関心が高まっていることか

らも明らかなように、地域づくりの場面においては、これまでのような行政主導による「上から」の公共性ではなく、行政と住民の協議によって地域をつくりあげていく「下から」の公共性が注目を集めているとあってよい(鳥越, 2001a)。

ところで、このような地域づくりの場面において「下から」の公共性を考えるときには、そこでの「協議」を一部の「市民性」をもつもの間に囲い込んでしまうのではなく、住民の日常の関係性から議論を立ち上げていく必要性が指摘されている(荒川, 2002)。そうでなければ、地域づくりの場面に積極的に参加しない人びとを孤立させ、排除してしまうことから、「具体的な政策に有効性をもつ公共性とはいかなるものなのか」(荒川, 2002, p.103)を問うことが要請されているのである。

そこで本稿では、地域づくりの場面において要請されているこの問いを念頭において、戦後から今日までに展開されてきた「スポーツ政策」に関する議論を整理し、そこで得られた成果と課題を明らかにすることを目的と

する。

この作業を行なうためには、次の2点を考慮する必要がある。まず1つは、本稿と同様の作業を行なった諸論稿（松村, 1993; 中山, 2000; 森川, 2002; 小林, 2003）においては、1970年代の「コミュニティ・スポーツ論」以降の展開を追ったものが見られないことである。ゆえに、その後に展開された議論が、その内容に踏み込んだ形で十分に論じられることがなかった¹。もう1つは、この議論展開の場の中心であった体育・スポーツ社会学領域が、「政策誘導型研究」（佐伯, 2005）に偏向しがちであったことである。そこでは、「その批判的議論も含めて（政策誘導型研究が：筆者）常に隆盛し、数量的な意味において圧倒的なヘゲモニーを握ってきた」（佐伯, 2005, p.215）。よって、そこで得られた結果や結論は、必ずしもその理論的展開へとはつながらず、政策支援のための技術論の文脈に回収されていくことになった。

本稿では、上記2点を踏まえた上で、1980年代以降に展開されてきた「スポーツ政策」論に焦点をあて、次の2つの議論について検討を行なう。その1つは「スポーツ権」をめぐる議論であり、それを論拠とした「あるべきスポーツ政策」論である。もう1つは「総合型地域スポーツクラブ」（以下「総合型」と略す）をめぐる議論である。

以下ではまず、それらの検討を行なうための本稿の立ち位置を明示する。そこで参照するのは、これまですでに整理、検討されてきた「コミュニティ・スポーツ政策」をめぐる議論である。そこで提示された立ち位置からこの2つの議論の展開を俯瞰することで、両議論における問題を明らかにし、そこから「スポーツ政策」論の課題を探ってみたい。

1. 「コミュニティ・スポーツ政策」をめぐる議論

1.1 「コミュニティ・スポーツ政策」の登場—「プレイ」としてのスポーツ

スポーツ実践による地域社会の形成に関する議論が開始される契機となったのは、「コミュニティ・スポーツ政策」の展開であったことは周知の通りである。1973年の「経済社会基本計画」に初めて「コミュニティ・スポーツ」という用語が登場し、そこで「コミュニティ・スポーツの振興は、単に個人個人の身体的活動を通じての体力向上、心身鍛錬、楽しさ・喜びの追及等ではなく、人間性を回復させ、地域社会全体を人間らしい環境に変え、福祉を拡大する契機となるもの」として期待された（井上, 1974）。当時、経済企画庁国民生活局に所属していた富元国光も、「地域住民が手軽に気軽に参加し、好きなスポーツを楽しみ、自由に体を動かすことは、むしろ生まれつつある現代社会の文明病を未然に防ぎ、失われ

つつある市民の連帯感をとりもどす一つの大きな役割を果たすもの」と「コミュニティ・スポーツ」に期待を寄せていた（富元, 1974, p.616）。

これらの主張は、高度経済成長にともなう労働環境の変化が問題視される中で、現代人の「余暇観」も変化しつつあるという前提の下、「再生産力の造出」を期待する公的な活動領域からスポーツを離脱させ、それを「人間が人間らしくなるための活動」（前川, 1964）として位置づけようとする体育研究者の認識を下敷きとするものであった。たとえば佐伯聰夫（1972）は、明治以来「わが国のスポーツ」の「主流が公的活動領域の中で行なわれてきた」ことを指摘し、「スポーツが自律するためにはスポーツはプレイとして行われなければならない」と主張している（佐伯, 1972, p.75）。すなわち「コミュニティ・スポーツ政策」は、それまでの競技者中心の商業主義的なスポーツ事業を展開してきた「政界や財界」から、住民による「自主的」、「自発的」なスポーツ実践を取り戻す中で、住民同士の「人間らしい」関係を創り上げていくことを目指すものであった。このように「プレイ」としてスポーツを捉えるという前提のもとに展開されたのが「コミュニティ・スポーツ論」であったといえよう。

1.2 「スポーツにおける地域主体形成」論—「ムーヴメント」としてのスポーツ

しかしながら、この「コミュニティ・スポーツ論」は異なる立場から批判を受けることになる（森川, 1975; 唐木, 1975; 関, 1978）。かれらは「コミュニティ・スポーツ政策」が、これまでの競技者中心の活動への批判や、スポーツを楽しむ風潮に乏しかったことへの反省からなされている点の意義を認めながらも、「スポーツを『個人の私的な遊び』とみる見方」を問題視した（関, 1978）。すなわち、人間生活にもたらされる弊害を、その基本的原因にふれることなく、「コミュニティ・スポーツ」によって取り除くことができると考えるのは、「『生活様式の意識・価値観』などの操作可能なものに『社会的緊張』の『要因』をおきかえる」という「意図的すりかえ」であるとその問題性を指摘したのである（森川, 1980b）。

そうした問題の解決のために、森川貞夫は政策のローガンとしても謳われている「住民のための、住民による、住民の」という視点からの「コミュニティ・スポーツ」の捉え直しが必要と主張する。

戦後の「民主化」政策における「地域体育」論の検討を行なうなかで、森川は「スポーツ村」の事例として山梨県富士見村の報告（稲村, 1974）を取り上げる。「野良着のテニス村」として当時全国的に注目されたこの村は、農業経営の変化もあってその後衰退に転じる。そして、

「野良着テニス」の衰退の原因を「大きな見えない手」と表現し、「その見えない力の実態はなんであろうかというほんきの学習と対応とが、わたしたちの地域にいまこそ必要」という元村長である稲村の言葉を受けて、森川は「スポーツによる村づくり、町づくりを唱えたとしても、『住民のための、住民による、住民の』政治が貫徹されないかぎり、『見えない力』による地域の変化は押しとどめることはできなかった」とまとめている（森川, 1975）。すなわち、「この変化をみないで、ゲマインシャフト的存続形態を唱えることは、時代錯誤であり、スポーツによる『ふるさと』への回帰を夢みる楽天的主観主義」であると「コミュニティ・スポーツ論」を批判したのである。

そこで森川が「コミュニティ・スポーツ」を「真に住民のものにする」ために必要とするのが「スポーツにおける地域主体形成」である。そこにおいては、地域住民の力量を高めつつ、「市町村―都道府県―国へとつながる継次的側面のそれぞれの民主化を実現させていくなかで、スポーツ行政の民主化が進んでいくという展望をいただきながら、それぞれの段階において、主体形成にかかわる力量をいかに作りだすか」が今後の課題とされる。すなわち森川の研究視角は、スポーツを「真に」住民のものとし、さらにそこから社会を変革する主体を創出していくという、「ムーヴメント」としてスポーツを捉えようとするものであった（森川, 1975）。

1.3 地域社会への実証的アプローチ―「メディア」としてのスポーツ

しかしながら、この森川の主張は、その批判の矛先となった「コミュニティ・スポーツ論」と次の点で同じ位置に立つものであった。それは「いわゆる社会体育行政との関連のもとに展開されてきた点」である（中島・上羅, 1975）。森川が「ムーヴメント」としてスポーツを捉えようとしたのも、行政への働きかけを行なう住民像を想定してのことである。ゆえに、「いずれも行政の立場からの発想を基本とし、具体的実践の場面においても行政の意向をそのまま、あるいは裏返しとして引き継ぐ傾向を示してい」たのである（中島・上羅, 1975）。

この反省の上に立って、地域社会へと「実証」²的にアプローチしたのが松村和則らの「クラブ洞ヶ崎」に関する一連の論考である（松村, 1978; 上羅, 1978; 松村・前田, 1989）。

松村は、「コミュニティ・スポーツ」が住民個々人の自発性を強調した点に、森川とは異なる視角から批判を加える。それは「現在の人々の生活は、過去の生活の事実の上になりたっているものであり、それ故に新たな動きとしてみてとれる住民の動きもそれから全く自由なも

のと考えるわけにはいかない」という認識に基づくものである。よって松村は、住民個々人ではなく、地域の諸組織や「スポーツ活動にかかわる家族的な状況（背景）」に焦点を当てつつ実証的研究に取り組んだ。その結果、スポーツ活動参加者に世代的特質が見出せること、「『家の経営』主体となっていないことの“気軽さ”」がスポーツ参加に影響を及ぼしていることなどを明らかにした（松村, 1978）。

また、その後の調査では、「クラブ洞ヶ崎」の解散前後に結成された団地自治会や釣り愛好会などの動向を分析するなかで、「昭和40年代の『混在化』に際して、地域的再編活動に、他ならない『スポーツ』が登場した」ことを明らかにした。こうした地域社会への実証的アプローチによって松村らが提示したのは、「メディア」としてのスポーツという研究視角である。「『こども』『からだ』が、地域再編のための生活課題を達成する集団形成の『メディア』として機能し、スポーツがその場を提供した」ことを実証したのが、継続的研究の成果であった（松村・前田, 1989）。

この「メディアとしてのスポーツ」という視角の重要性は、地域社会に存在する既存の社会関係を含みこんだ上でスポーツ実践を捉えることができるという点にある。これまでの「コミュニティ・スポーツ」に関する議論は、スポーツ行政に論点が集中するあまり、「主体的」、「自律的」個人のみに関心を示してきた。そこにおいて、個々人が生活する地域社会は等閑視され、地域社会や「家」のもつ規範的要素から抜け出すことができる抽象的かつ「自律的」な個人のみが対象とされてきた。その時、そこで捨て置かれていくのは、スポーツ実践が展開される当該地域に存在する「潜在的な共同性」（田中, 2004）である。松村は、そうした関係性をふまえつつ、「メディア」としてスポーツを捉えることで、都市社会学において「生活拡充集団」（鈴木, 1969）と位置づけられてきたスポーツ組織と、地域社会における生活再編の動きとの関連を問おうとしたのである。

以下では、この「メディアとしてのスポーツ」という視角から、その後に展開された2つの「スポーツ政策」論の問題に迫ってみたい。

2. 「スポーツ権」を論拠とする「あるべきスポーツ政策」論

2.1 「スポーツ権」論の展開

日本における「スポーツ権」の議論は、憲法学の永井憲一（1972）が、その根拠を憲法第26条「教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償」に置いて、体育・スポーツは「教育を受ける権利」を支える「国民の健康の維持・増進」の手段であると主張したのが最初と

される(永井, 1972, p.58)。その後, この「スポーツ権」に関する議論は, 日本国憲法の第13条「個人の尊重, 生命・自由・幸福追求の権利の尊重」, 第25条「生存権, 国の生存権保障義務」, 第27条「労働の権利・義務, 労働条件の基準, 児童酷使の禁止」などを根拠としながら(内海, 1989, pp.114-119), 「スポーツを国民すべてのものにしていく」(森川, 1980a, p.88)ことを目的として今日まで続けられてきた(中村, 1980; 森川, 1980a; 濱野, 1987; 森, 2001)³。

このような国民の「スポーツ権」を論拠として展開されたのは, その理念と現実の差を明らかにしながら, 「あるべきスポーツ政策」を論じていくものである。

例えばその立場から関春南は, 「スポーツに対する国民の要求と関心」が「確実に高まってきている」状況があるにもかかわらず, そういった要求が「まだ充足の方向性を見出しえていない」ことから自治体スポーツ行政は如何にあるべきなのかを問うている。そして, 「スポーツ問題」として, 場所・施設などの物的条件の不足や, スポーツを権利として捉える「新しいスポーツイデオロギー」を身につけたスポーツ主体が成長するための条件整備をあげ, 自治体スポーツ行政はこうした問題を解決していかなければならないと主張した(関, 1978)。

また, 内海和雄・尾崎正峰は, 「圧倒的施設不足, 指導者不足, スポーツ教室における指導内容, クラブ育成, 地域体育協会との関係」などを「社会体育」の問題点として挙げ, これまでの「社会教育としての社会体育論」が「現実(実践)のさし迫った要求」に眼を向けてこなかったとして, 地域自治体の戦後社会体育行政の変遷に視点をあてる。そして, 「社会教育としての社会体育」の「公的」な保証の必要性を強調した(内海・尾崎, 1984)。

ところで, この「あるべきスポーツ政策」論は, もう1つの異なる立場との間で議論を展開している。その相手は, 地域に暮らす人びとの「生活」からスポーツ政策を基礎的・実証的に論じようとする立場からのものである。この立場は先に示した本稿の立場でもあることから, 以下では, この2つの立場間で展開された議論を確認することによって, ここでの問題を浮かび上がらせたい。

2.2 「あるべきスポーツ政策」論における「生活」把握

関春南は, 前者の「あるべきスポーツ政策」論の立場から, 後者の実証研究について, 次のような問題点を指摘した。「(個別的な実証研究は: 筆者) 個々の実態がどうあるかを実証することに研究の力点がおかれているため, 個々の実態がなぜそうなっているのか, それはスポーツ政策とどのような関係・位置にあるのか, といった

構造的把握がなされず, したがって, ではどうすればよいかが, 問題として提起され, 解明されていくということは, 期待されえなかった」(関, 1997, p.22)。そして関は, 「『スポーツの主権者としての国民』が, スポーツを享受し, 創造・発展させていくには何が必要かという視点」から, 「事実の『いかにあるか』を基礎に, では『いかにあるべきか』『そのために, どうしたらよいか』の解明」に, 「スポーツ権」を論拠に取り組んでいく。

一方で, 後者の立場から松村は, 関らの国民の「スポーツ権」に拠りながらの議論は, 「望ましい『主体』像を予め設定し, それからの距離を計ることで制度的変革を担う生活者が否かを評価する」(松村, 1993, p.170)のものであると主張した。そして, 「制度のレベルに浮び上がってこない人々の様々な動き」(松村, 1993, p.170)を視野に入れることで新たな理論的展開が可能となったのではないかと述べて, 「住民の生活構造レベルでの『課題』発見の実証研究」(松村, 1993, p.180)の必要性を説いたのである。

ここで論点となったのは, 松村の次のような批判についてであった。すなわち, 根強い主張として展開されてきている国民の「スポーツ権」を論拠とした「あるべきスポーツ政策」論においては, 「スポーツの主体であるはずの地域住民の『生活』を捉える枠組みの提示がなかった。抽象的な『国民』『国民スポーツ』を設定してその理念型からの距離を計ることで論を進めていく手法に留まっている」(松村, 1993, p.174)という批判である。つまり, これまでの地域スポーツ研究が陥りやすい「振興論」を批判し, 「体育・スポーツが住民に対してもつ意味あるいは価値は, あらかじめ決定されているのではない」ことを前提として, 体育・スポーツの「意味」や「価値」の解明のための「生活領域の把握」の必要性を訴えたのである(中島, 1978)。

この「生活」を捉える枠組みをめぐる批判に対する「応答」もなされている(内海, 1996; 森川, 2002)。

内海は「生活領域の把握」の必要性の指摘について, 「地域スポーツ政策の政治経済的分析, あるいはスポーツの権利論, 公共性論では否定せず, その一方で『生活者』レベルの把握がないとする」松村の批判は, 「両者の方法論上の識別がなされていないことを示すものであり, 且つ後者(実証研究: 筆者)中心主義である」と主張するに留まっている(内海, 1996, p.19)。この内海の主張は, 「生活領域の把握」についての自らの立場をあらわしたのではなく, 「スポーツの権利論, 公共性論」を再度主張する平行線を辿る議論であった。

一方森川は, 反映論的視点から自らの「生活」把握の立場を「地域のスポーツ活動が存在し持続可能な条件」は, 「スポーツを支えている土台である地域そのもの,

そして住民の生活の豊かさを前提にしている」と説明する。すなわち、その「地域」には、スポーツ活動を維持・発展させるための「労働の場」が存在し、かつ「地域」の人びとに働くことを保障し、同時に「地域生活に必要な社会的共同生活手段」（上下水道や学校、公園など）が充足され、スポーツ活動に必要な諸施設・用具が整備・充実しているような「地域の豊かさと住民の豊かさが前提となる」というのである（森川, 2002, p.399）。

しかしこの「応答」も、スポーツが実践される地域社会を想定した時に、その限定性が浮き彫りになるのではないだろうか。労働の場や社会的共同生活手段などの「地域の豊かさと住民の豊かさ」がなくとも、地域社会においてスポーツを実践する人びとが存在する。そうした構造的な「弱者」をも捉え得る「生活」把握が「スポーツ政策」を論じる際には必要となろう⁴。

2.3 「スポーツ権」論の限界

では、この「あるべきスポーツ政策」の論拠となる「スポーツ権」論の課題についてはどのように指摘されてきたのだろうか。そこで問われたのは、「スポーツ権」そのものの「法的根拠」であった。

先にも述べた通り、永井は、「権利としての体育・スポーツ」の根拠を憲法第26条の「教育を受ける権利」に置き、「体育・スポーツは、その“教育をうける権利”を基本的に支える国民の健康の維持・増進のための手段であって、そこに体育・スポーツの権利性が明確に位置付けられるべきもの」（永井, 1972, p.58）であると主張した。しかしながら、ここで永井は、自らも述べているように、「体育・スポーツは、国民の健康を広く増進するものである」という「断定」の下で議論を展開しており、この点への疑いを問いて立てることをしてはいない（永井, 1972, p.56）。

また、一連の「スポーツ権」論を検証した森克己（森, 2001, pp.67-75）は、これまでの「スポーツ権」に関する「諸学説」の法的根拠の整理を行なっているが、ここでも前提となっているのは、「法的権利性を有する『新しい人権』であるとは未だに認められて」はいない「スポーツ権」を、「法的な権利として認知されるようにするためにどのように理論構成していくべきか」（森, 2001, p.68：傍点筆者）について考察することを目的としている。森は、論を進める中で、「スポーツ権」については「実定法的権利とするに足りるほどの権利の構成要素が明確ではなく、また、生存権や『新しい人権』として唱えられている健康権などとの差異が学説上万人を説得できるほど明確化されていない」（森, 2001, p.72）ことを確認する。しかし、森はこれを「今後の課題」として再設定するに留まり、「スポーツ権」の根拠につい

での議論を展開しようとはしない。

このように、これまでの「スポーツ権」の主張は、ヨーロッパスポーツ所管大臣会議における「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」（1975年）、国連ユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」（1978年）における「スポーツ権」の容認を背景として、「国際的には既に権利として認められている『スポーツ権』（森, 2001, p.74）を、日本にそのまま持ち込もうとするものであったといえる。

こうした「ムーヴメント」によって支えられた「スポーツ権」論がその限界を指摘されることになるのは当然のことであった。その口火を切った飯塚鉄雄（1975）は、『「スポーツ権」なるものには、国民すべてを覆うところの普遍性に欠けるところが多分にあ」り、よって「日本国民の基本的な人権の一つとはなり得ないであろう」と主張した。そして、「スポーツが本当に必要でいいものであるという、情熱と理性とがわれわれ同志（体育・スポーツの専門家：筆者）の心からの叫びとして一般大衆に具体的な方法論と共に透徹しなければ、この議論は議論倒れになってしまう」と指摘した。

さらに、憲法学の立場から「スポーツ権」に言及するのは久保健助（2002）である。久保は「スポーツ権」の社会権的側面が、本来自由であるべきスポーツの領域への徹底的な国家の介入を正当化する役割を担ったのではないかと指摘する。氏は、1968年に制定された旧東ドイツ憲法第25条の「体育・スポーツへの市民の参加は、国家及び社会によって促進される」という規定が、結果的に国家主義の徹底したエリート主義体制を生んだことをまず確認する（関, 1995, pp.19-26）。そして、この旧東ドイツの事例を「スポーツ権規定とスポーツ権の実態」の「乖離」（関, 1995, p.25）と説明する「スポーツ権」論者に対して、久保は『「スポーツ権」が人権として保障された場合には、その実現、つまり人権保障の名の下に既存の自由を部分的にはあれ制限することも可能になる』（久保, 2002, p.53）と異議を唱えた。「人権とは我々が人間らしい存在であり続けるために用意された強力な切り札である。それだけにこの切り札の扱いには最大限の慎重さが必要なのである」（久保, 2002, p.53）という久保の主張は、今もなお「スポーツ政策」を論じる際の土台となっている「スポーツ権」の再検討を求めるものであった。

2.4 「スポーツ権」と「生活」の関係の問い直し

体育学、憲法学のそれぞれの領域から異議を申し立てられた「スポーツ権」論の問題は、そこでいうところの「スポーツ」の中身が空虚な状態のままに論じられていることに起因する。これまで「教育を受ける権利」や

「生存権」、「労働の権利」など、その法的根拠を追い求める理念的な議論を積み重ねてきた一方で、住民の「生活」の側からこの内実を埋めようとする作業を怠ってきたとはいえないだろうか。

なぜ、この作業が必要なのか。それは、抽象的に「スポーツ権」を論じた時に、次のような新たな問題が浮上することが予想されるからである。その問題とは、「スポーツ権」を足場とした「スポーツ開発」の進行である⁵。例えば、成田空港の暫定滑走路の供用開始をめぐる、「住民の意思を無視した『公共性』とはいったい何か」との声が地元住民から挙がったが、この時に供用開始を後押ししたのは、2002年に日本と韓国で行なわれたサッカー・ワールドカップであった（「成田空港の暫定滑走路の供用中止を訴えます」編集委員会、2002、2003）。また、大阪（「世界陸上」⁶）やアメリカ・アリゾナ州におけるスポーツイベントの開催に伴うホームレス居住地のクリアランスの問題もすでに取り上げられている（Mathy, 2003）。

つまり、「スポーツ権」論が理念的な議論を展開し続けるほどに、久保（2002）が「人権保障の名の下に既存の自由を部分的にはあれ制限することも可能になる」と指摘したように、それが「スポーツ」の名の下に行われる「スポーツ開発」を後押しすることにつながってしまうのである。「スポーツ権」論において想定されている「スポーツ」が、メガ・スポーツイベントやそれに伴う開発ではなく、ふつうの人びとが実践する「スポーツ」であるかどうかとは無関係に、この議論がその想定枠を超えて新たな問題を生むことにもなりかねない。そうであるがゆえに、「スポーツ権」論にはこの当該地域住民の「生活」との関係の問い直しが求められているのである⁷。

3. 「総合型地域スポーツクラブ」をめぐる議論

3.1 「総合型地域スポーツクラブ」論の展開

2000年に発表された「スポーツ振興基本計画」（文部省、2000）において、スポーツは「明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人々の心身の健全な発達に必要不可欠なもの」と位置づけられ、「人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している」ものとして捉えられている。その計画において、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」の中心に位置しているのが「総合型」である。

「総合型」に関する研究は、特にスポーツ社会学やスポーツ経営学の領域を中心に展開されてきている。これらは、「総合型」の育成が「地域スポーツ」の発展につながり、「コミュニティの形成や町村の活性化につ

ながっていく」（大橋編、2004、p.ii）ことを前提として多くの研究者によって論じられてきた。伊藤克広ら（2002）は、その議論を概観した後、それらを「総合型クラブ設立、育成に対する提言」と「設立された総合型クラブの課題」に大別し、それまで取り上げられることのなかった「設立過程に着目した研究」を展開する必要があるという（伊藤ほか、2002）。

伊藤らは、1999年8月時点に存在した総合型地域スポーツクラブを、補助金を受けて設立されたタイプと自発的に設立されたタイプなどの基準をもとに4つに分類し、「組織」や「マネジメント」などについてのアンケート調査から、各タイプの特徴を明らかにした。その結果、多目型クラブは、「クラブハウスを有している、財政基盤が確立している、運営に携われるスタッフが存在している」という経営資源の「ヒト、モノ、カネ」が確保されており、この点を「今後補助型のクラブがクラブを運営・管理していく上で見習うべき点」としている。

また、瀬尾美貴・野川春夫（2002）は、社員の士気高揚と企業メセナの役割を重視する企業が減少する中で、休部・廃部に負い込まれる企業スポーツの生き残り策として、「総合型」への転向に期待が寄せられていると述べ、千葉県佐倉市を拠点とする「ニッポンランナーズ」に着目する（瀬尾・野川、2002）。瀬尾らは、「佐倉市近辺のランニング愛好者」が参加する「第18回富里スイカロードレース」の参加者を対象に質問紙調査を実施した。その結果、「ニッポンランナーズが地域密着型スポーツクラブとして活動していく」ためには、地域住民全体の連帯感を生み出す機能としてクラブが存在すべきであることや、健康増進プログラムを積極的に取り入れることなどについての重要性を指摘している。

一方、中村好男ら（2003）は、行政等による「総合型」の育成事業は今後ますます盛んになることが予想される一方で、この事業は必ずしも成功するとは限らないという。その1つの要因として、補助金交付期間が終わると活動が停滞するケースを挙げ、「育成事業が成功するかどうか」、「すなわち補助金が無くても自律した運営ができるかどうかは、財務状態が健全かどうかで判断すべきである」という。

さらに、長積仁ら（2003）は、「総合型」の育成に際しては、「会費の設定に対し、抵抗されたり、違和感が抱かれたりするため、ナーバスにならざるを得ないのが現状である」として、その背景にある2つの要因を説明している。1つは、いくつかの「総合型」が「既存クラブの統合型組織として位置づけられることが多い」ことから、「総合型」の会員であるという意識が薄く、費用負担意識を抱きにくいこと。2つめは、「スポーツに対する価値意識」が低いことから、「健康づくりやスポー

ツ活動に関連するスポーツサービスに対し、人々の費用負担意識は低く」となるということであった。長積らはこうした前提に立って、「総合型」育成をめぐる受益者負担の問題に言及している。

このように、実態調査をもとに行われてきた「総合型」の「設立過程」に関する研究は、「総合型」を「経営体」として捉えて、その「マネジメント」（伊藤ほか、2002）や「マーケットリサーチ」（瀬尾・野川、2002）、そして財務状態（中村ほか、2003；長積ほか、2003）などについて、クラブ組織あるいはその参加者を対象として取り組まれてきたといえよう⁸。つまり、クラブを如何につくりあげていくか、あるいは現在クラブがどのような課題に直面し、それを解決するにはどうしたらよいか、というクラブの設立や運営に貢献することが「総合型」をめぐる議論の主題とされてきたのである。

3.2 「総合型地域スポーツクラブ」論の課題

こうした研究蓄積がなされる中で、「総合型」政策を「内側から」批判的に検討しようとする研究が展開され始める（小林・渡辺、2003；後藤・森阪、2006；谷口、2008）。

例えば小林勉・渡辺敏明は、「総合型」の拡がりに伴って登場する関連テキスト⁹が、「いわばクラブの育成を直接的に後押しするものが大半で」と指摘した。そして、「その裏側で錯綜する人々の混乱やクラブづくりの過程における困難性などについてはほとんど触れられていない」ことから、「実際の現場で推進役となる担当者がクラブづくりに取り組むうえで生じた問題や現在の課題を浮き彫りにする」必要性を説く（小林・渡辺、2003）。小林らは、長野県内の「総合型」育成事業の関係者に行なったヒアリングと各自自治体からの報告書をもとに、長野県内4つの事例の「取り組むうえでの課題」を検討し、「これまで地域のスポーツを担ってきた従来のスポーツ団体や関係者、教育関係機関の『既得権益』を侵しかねない新たな組織作りの動き」への警戒心などを問題として挙げ、そうしたスポーツに対する認識を転換させるには長い時間を要すると述べている。

また後藤貴浩・森阪信樹（2006）は、これまでの「総合型」論が、「あくまでも設立を前提とした議論がほとんどであった」ことから、「育成に関わる人々の主体的な実践や相互作用については等閑視される傾向にあった」ことを指摘する。そして、「総合型」の育成過程に着目しつつ、「そこに関わる人々のどのような実践を通して、総合型が当該地域に構築されていくのか」を明らかにするために、育成会議の参与観察とそこでの会話データの「記述」、「解説」作業を行なった。その結果、「総合型」の育成過程が、そこに携わる人々にとっては

「突然目の前に現れてきた総合型に対して、どのようにして正当性を確保していくか」という実践過程そのものであり、それは、「総合型」の理念や育成マニュアルに書き記された手順とは異なるものであることを主張している。

さらに谷口勇一（2008）は、「国家的スポーツプロモーション戦略の柱」としての「総合型クラブ政策」が、「住民の自由意思や自発的なアクションを阻害しかねない要素を含んではいないのか」という疑問を提示しつつ、「住民主導のスポーツ振興を可能にする行政と住民の関係」、特に市区町村行政が抱えているという「揺らぎ」に着目して検討を行なっている。ここで用いられる「揺らぎ」とは、行政課題の達成と住民主導の支援のあり方をめぐって行政担当者が抱えるコンフリクトや変動のことであるが、氏はそれを検討する中で『住民主導』のスポーツ環境をどう創造できるかという、新しい行政『スタンス』の再構築が求められている」とする。すなわち、「単純に『お墨付きの』総合型クラブを創設するといった、いわば表面的な到達目標にこだわるのではなく、行政と住民による試行錯誤の作業がどの程度実践され、生産的な『協同』関係の構築とその先にある『住民主導』の動きがなされようとしているかを重要視すべき」とであると結論付けた。

「総合型」の育成を前提とする研究に対しての小林らによる問題提起は、「これまで地域のスポーツを担ってきた従来のスポーツ団体や関係者、教育関係機関」（小林・渡辺、2003, p.74）と調査者との関わりの中から発せられた重要な指摘であった。しかし、「総合型」の設立の背景にある「上から」、「政策主体の内実」といった根本的課題を不問として、いかに設立をしていくかという実践課題を担って展開されたものでもあった。

3.3 ソーシャル・キャピタルを「培養」する「総合型地域スポーツクラブ」

そうした「上から」、「政策主体の内実」という課題をより明確にしている議論として、近年展開されている「ソーシャル・キャピタル」論を援用した「総合型」論が挙げられる。

例えば中西純司（2005）は、「ソーシャル・キャピタル」を「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、『信頼』『規範』『ネットワーク』といった社会組織の特徴」とするR.パットナムに拠った内閣府（内閣府国民生活局市民活動促進課、2003）の定義を用いて次のように述べる。

「設立準備努力と設立後の総合型クラブの多様な事業活動及びアソシエーション的発展が、地縁組織に支えられた人間関係の活性化や、新しい信頼に基づいた人間関

係の創出、地域社会のネットワークの変容などのソーシャル・キャピタルの培養・蓄積・広がりへと実を結び、市民参加型まちづくりを活性化させる可能性がある」(中西, 2005)。

同様のことについてより詳しく論じているのは黒須充(2006)である。氏は、今日、市町村合併や行財政改革、民間活力の導入など、あらゆる分野において「改革」が進んでいるとし、それはスポーツも例外ではないとする。つまり、「発想を切り換え、仕組みそのものを新たな視点で見直していく必要がある」ことから、その実現の期待を「総合型」にかけている。

しかしながら黒須によれば、「総合型クラブ施策はいま、『壁』に突き当たって」おり、それを乗り越えるためには「総合型クラブの存在意義(学問的な裏付けを含む)」を明らかにする必要があるという。そこで黒須が着目するのが、パットナムによる「ソーシャル・キャピタル」論である。この点に着目することによって、「総合型クラブの創設は、地域社会における人的ネットワークとその社会的な連携力を豊かにする効果を持ち、それが地域への関心や愛着となり、ひいては住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、少子・高齢社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復、学校と地域の連携など地域の活性化に好ましい成果をもたらすという好循環が形成されていく」という。そして、「それが地域にクラブが存在する意義であり、地域スポーツ再生のシナリオになるであろう」と述べる。

この議論においてとりわけ注目すべきは、黒須の論稿にある「住民の目線にたった」(黒須, 2006, p.137)という記述である。中西の論稿においても「市民参加型」という用語を用いることによって、そこでの「主役」が「市民」、「住民」であることを強調している。しかしながら、「メディアとしてのスポーツ」という位置に立つならば、「市民共和主義者」のパットナムがいう「ソーシャル・キャピタル」には、「動員」という意味が含まれていると指摘するG.デランティの主張も参照する必要がある(デランティ, 2006)。

デランティによれば、パットナム(2006)は「国家は市民社会において意見が一つにまとまっている場合においてのみ、機能するにすぎない」という前提に立っているという。氏はパットナムの立場を「非常に保守的」と表現しているが、それは「強力な市民社会こそが民主主義の盛んな強力な国家を生み出すと想定」しているからである。「それは抗争を軽視する立場であり」、そこでは「社会関係資本こそが、政府の政策に反映させるべき積極的な資源だとみなされる」。デランティは、こうした思考法の背後に、上の「生活把握」の議論でも確認したように、「民主主義は多少なりとも文化的に同質のコミ

ュニティを基礎にしている」という発想があることを指摘している(デランティ, 2006, p.117)。

このデランティの議論を参照するならば、「ソーシャル・キャピタル」を用いつつ「総合型」を論ずる時には、「住民の目線」という表現をそのまま採用することはできないのではないかという疑問が浮上する。この「ソーシャル・キャピタル」は、少なからず「国家」や「政府」など「上から」の視点で「市民社会」の形成を論ずるものと考えることができる。ゆえに、この議論を展開するためには、「総合型」が理念として提示している「住民主導」の側面との関連を問う必要がある¹⁰。

おわりに

本稿では、「具体的な政策に有効性をもつ公共性とはいかなるものなのか」という問いを念頭におきつつ、「コミュニティ・スポーツ政策」をめぐる議論以降に展開された2つの「スポーツ政策」論の足跡をたどり、そこでの問題を明らかにしてきた。

「あるべきスポーツ政策」論は、国や地方自治体がスポーツ振興を図る上での課題を明確にしつつも、地域社会という場において展開されるスポーツ実践を想定した際には、そこでの生活把握の方法に未だ問題を抱えていることが明らかになった。また、その論拠としての「スポーツ権」論においても、住民の「生活」との関連を問うことの必要性が問題として指摘された。

さらに「総合型」をめぐる議論においては、「上から」、「政策主体の内実」を問うことが課題として指摘された。「ソーシャル・キャピタル」論にみられる「動員」の意味は、この点を象徴するものとして確認され、「住民主導」の内実が具体性を持たぬまま論じられていることが明らかになった。

本稿において示した「メディアとしてのスポーツ」という視角は、「市町村—都道府県—国」と連なる行政からいったん距離をとり、住民自身が暮らす地域の関係性の網の目の中で、スポーツ実践によってどのように新たな社会関係が創出されていったのかを捉えうるものであった。そこで示されたのは、スポーツを他の日常生活活動から切り離して論じるのではなく、また日常生活を送る地域から住民個人々人を抜き出して論じるのでもなく、地域に「スポーツ」を埋め戻しつつ分析を行なうという姿勢である。

「スポーツ政策」論の課題は、この視角を採用しつつ、地域社会における住民の実践を通時的に繋ぐ「場を継承するスポーツ」(伊藤・松村, 2009a)の内実を捉え、日常的な関係性から立ち上がる「参加型コミュニティ」のあり様を明らかとすることにある。理念としての「新しい公共性」が社会的に力を持ちつつある今日にあっては、

この検証作業が急務であり、同時にこのことは筆者が見据える新たな課題でもある¹¹。

【注】

- 1 その流れを単純化した形で提示されることはあった。例えば、松村（1993）は「社会体育論→コミュニティ・スポーツ論／国民スポーツ論→生涯スポーツ論」と示し、また近年では佐伯（2005）が「社会体育→コミュニティ・スポーツ→みんなのスポーツ→生涯スポーツ→総合型地域スポーツクラブ」と説明している。
- 2 松村が日本の家族社会学や農村社会学に倣いつつ展開する方法論については、松村（1984）を参照のこと。
- 3 世界的な「スポーツ権」および「スポーツと人権」に関する動向については、Kidd, B. and Donnelly, P.（2000）を参照。
- 4 例えば、都市社会学の領域では、神奈川県・愛川町での日系ブラジル・ペルー人労働者によるサッカーリーグが社会関係を紡ぎだす場として存在していることを明らかにした研究がある（西澤, 1995, p.129-163）。
- 5 このテーマを扱ったものに、松村編（2007）がある。
- 6 「大阪市ホームレス強制排除—効果見えない『自立支援』」毎日新聞（朝刊）2007年3月3日。
- 7 例えば、筆者がこれまで調査を進めてきた事例地においても、「スポーツは私たちにとっての権利です」という人びとがいた。そこで「スポーツ」という言葉を用いて彼らが表現しようとしたものは何であったのかを実証的に確かめてみるのが求められよう。
- 8 この議論の流れに沿うように、「スポーツマネジメントの時代」の到来を主張するのは、原田宗彦ら（原田・小笠原編, 2008）である。彼らが、「社会体育」→「コミュニティ・スポーツ」→「生涯スポーツ」の時代から「スポーツマネジメントの時代へ」という時、そこには「スポーツを事業としてとらえ、事業の効果と効率を最大化し、利益の最大化や使命（ミッション）の遂行といった組織目標を達成するためのマネジメントに注目が集まる時代」という意味が込められている（原田・小笠原編, 2008, p.15）。しかしながら、そこで参照されている「社会体育」→「コミュニティ・スポーツ」→「生涯スポーツ」という前提は、政策的課題としての流れであり、社会的な事実としてのそれではない。ゆえに、そこから展開される「スポーツマネジメントの時代」も「政策誘導型研究」が想定する「時代」の域を超え出るものではないと考えられる。
- 9 小林らは、このテキストの「典型的」なものとして、文部科学省編（2002）、黒須・水上編（2002）を挙げている。
- 10 『孤独なボウリング』を著したパットナム（2006）の議論から、あえて「スポーツ政策」論の展開へのヒントを掴もうとするならば、氏のいう「ソロボウラーが失ったもの」が何であったのかを検証してみることが要請されよう。

リーグボウリングの衰退がレーン経営者の生活を脅かしているというパットナムは、「リーグボウラーはソロのボウラーに比べて三倍のビールとピザを消費しており、そしてボウリングから得る金はビールとピザの中にこそあり、ボールやシューズの中にはない」という。しかしながら、この点の「より広い社会的重要性は、ソロボウラーが見失った、ビールとピザ越しの社会的相互作用と、時折の市民的会話の内にこそ存在する」という（パットナム, 2006, pp.130-131）。

ここから明らかになるのは、この「ビールとピザ越しの社会的相互作用と、時折の市民的会話」を「スポーツ政策」論の分析の枠内に取り込むことの必要性である。それは、「ボウリング」というスポーツの場を、「社会的相互作用」や「市民的会話」にまで拡大して捉えることで、スポーツが地域社会に時間的、空間的にどのように織り込まれていくのかを探っていくことである。

- 11 その試論については、伊藤・松村（2009b）を参照していただきたい。

【文 献】

荒川康（2002）まちづくりにおける公共性とその可能性. 社会学評論, 53（1）: 101-117.

デランティ, G.（2006）山之内靖・伊藤茂訳, コミュニティ; グローバル化と社会理論の変容, NTT出版: 東京.

後藤貴浩・森阪信樹（2006）総合型地域スポーツクラブの育成過程に関する研究: 育成のための会議における会話データの分析. 体育学研究, 51（3）: 299-313.

濱野吉生（1987）スポーツ権の法的根拠. 早稲田大学体育研究紀要, 19: 39-43.

原田宗彦・小笠原悦子編（2008）スポーツマネジメント, 大修館書店: 東京.

飯塚鉄雄（1975）「スポーツ権」論批判. 体育科教育, 23（10）: 22-24.

稲村半四郎（1974）野良着のテニス盛衰記; 山梨県富士見村の場合. 戦後社会教育実践史刊行委員会編 戦後社会教育実践史: 第1巻 占領と戦後社会教育の抬頭, 民衆社: 東京, pp.272-282.

井上孝男（1974）コミュニティ・スポーツの振興のために. 体育の科学, 24（10）: 624-627.

伊藤克広・山口泰雄・土肥隆・高見彰・長ヶ原誠（2002）タイプ別にみた総合型地域スポーツクラブのマネジメントに関する比較研究. 神戸大学発達科学部研究紀要, 10（1）: 53-65.

伊藤恵造・松村和則（2009a）コミュニティ・スポーツ論の再構成. 体育学研究, 54: 頁未定.

伊藤恵造・松村和則（2009b）団地空間における公園管理活動の展開とその変容; 垂水区団地スポーツ協会の事例. 体育学研究, 54: 頁未定.

唐木國彦（1975）「国民スポーツ」の発展のために1; 「国民ス

- ポーツ」の系譜. 体育科教育, 23 (5) : 46-51.
- Kidd, B. and Donnelly, P. (2000) Human Rights in Sports. *International Review for the Sociology of Sport*, 35(2): 131-148.
- 小林勉 (2003) 日本のスポーツ振興施策の動向と課題; コミュニティ・スポーツ論の系譜に寄せて. 信州大学教育学部紀要, 110: 81-88.
- 小林勉・渡辺敏明 (2003) 長野県における総合型地域スポーツクラブ設立の進行状況; 自治体が直面する課題. 信州大学教育学部紀要, 109: 67-74.
- 久保健助 (2002) 「スポーツ権」について; 若干の疑問と危惧. 女子体育, 44 (9) : 50-53.
- 黒須充 (2006) 総合型地域スポーツクラブの理念と現実. 菊幸一ほか編 現代スポーツのパースペクティブ. 大修館書店: 東京, pp.118-137.
- 黒須充・水上博司編 (2002) ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ. 大修館書店: 東京.
- 前川峯雄 (1964) 現代生活とレクリエーション. 体育の科学, 14 (4) : 181-184.
- 町村敬志 (2004) 「平成の大合併」の地域的背景; 都市間競争・「周辺部」再統合・幻視される広域圏. 地域社会学会年報, 16: 1-22.
- Mathy, R.M. (2003) Christmas Dinner: The Effect of Major Sporting Events on Local Homelessness. *Sporting Dystopias*. State University of New York Press: New York, pp.81-94.
- 松村和則 (1978) 「地域」におけるスポーツ活動分析の一試論; 宮城県遠田郡桶谷町洞ヶ崎地区の事例を素材として. 体育社会学研究会編 スポーツ政策論. 道和書院: 東京, pp.65-98.
- 松村和則 (1984) 「実証」的アプローチ; その認識論的背景を巡って. 菅原禮編 スポーツ社会学講座1 スポーツ社会学の基礎理論. 不昧堂出版: 東京, pp.143-156.
- 松村和則 (1993) 地域スポーツの社会学再考. 地域づくりとスポーツの社会学. 道和書院: 東京, pp.167-196.
- 松村和則 (2006) スポーツ環境論の課題; スポーツを「地域」に埋め戻す. 菊幸一ほか編 現代スポーツのパースペクティブ. 大修館書店: 東京, pp.245-263.
- 松村和則編 (2007) 増訂版 メガ・スポーツイベントの社会学; 白いスタジアムのある風景. 南窓社: 東京.
- 松村和則・前田和司 (1989) 混住化地域における「生活拡充集団」の生成・展開過程; 「洞ヶ崎」再訪. 体育・スポーツ社会学研究会編 体育・スポーツ社会学研究8. 道和書院: 東京, pp.119-137.
- 文部省 (2000) スポーツ振興基本計画. 東京.
- 文部科学省編 (2002) クラブづくりの4つのドア. 東京.
- 森克己 (2001) スポーツ権研究序説. 鹿屋体育大学学術研究紀要, 26: 67-75.
- 森川貞夫 (1975) 「コミュニティ・スポーツ」論の問題点. 体育社会学研究会編 体育社会学研究4. 道和書院: 東京, pp.21-54.
- 森川貞夫 (1980a) スポーツと人権. スポーツ社会学. 青木書店: 東京, pp.87-119.
- 森川貞夫 (1980b) スポーツと地域社会. スポーツ社会学. 青木書店: 東京, pp.121-189.
- 森川貞夫 (2002) コミュニティ・スポーツ論の再検証. 体育学研究, 47 (4) : 395-404.
- 永井憲一 (1972) 権利としての体育・スポーツ; 学校教育の健康教育化のために. 体育科教育, 20 (12) : 55-59.
- 長積仁・松永敬子・富山浩三・佐藤充宏 (2003) 総合型地域スポーツクラブの育成をめぐる受益者負担の問題; 会費設定における金額の意味解釈. 徳島大学総合科学部人間科学研究, 11: 11-22.
- 内閣府国民生活局市民活動促進課 (2003) ソーシャル・キャピタル: 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて. 東京.
- 中島信博・上羅広 (1975) 地域社会におけるスポーツ; 香川県坂出市林田地区における事例研究. 体育社会学研究会編 コミュニティ・スポーツの課題. 道和書院: 東京, pp.67-86.
- 中島信博 (1978) 社会体育論再考. 東北体育学研究, 1 (1) : 19-23.
- 中村敏雄 (1980) スポーツ権の意義と課題. 季刊教育法, 37: 106-113.
- 中村好男・菊池広人・間野義之・木村和彦・宮内孝知 (2003) 総合型地域スポーツクラブの育成・運営評価のための会計試案. スポーツ産業学研究, 13 (1) : 79-85.
- 中西純司 (2005) 総合型地域スポーツクラブ構想と市民参加型まちづくり. CEL, 73: 35-38.
- 中山正吉 (2000) 地域のスポーツと政策. 大学教育出版: 岡山.
- 「成田空港の暫定滑走路の供用中止を訴えます」編集委員会編 (2002) 着陸不可; 日本の空の玄関新東京国際空港36年目の現実. 七つ森書店: 東京.
- 「成田空港の暫定滑走路の供用中止を訴えます」編集委員会編 (2003) 国がいう「公共性」をひっくりかえそう!. 七つ森書店: 東京.
- 日本体育・スポーツ経営学会編 (2004) テキスト総合型地域スポーツクラブ (増補版). 大修館書店: 東京.
- 西澤晃彦 (1995) 隠蔽された外部; 都市下層のエスノグラフィー. 彩流社: 東京.
- 大橋美勝編 (2004) 総合型地域スポーツクラブ; 形成事例的考察. 不昧堂出版: 東京.
- パトナム, R. (2006) 柴内康文訳 孤独なボウリング; 米国コミュニティの崩壊と再生. 柏書房: 東京.
- 佐伯聰夫 (1972) 社会体育の社会学的研究課題と方法. 体育社会学研究会編 体育社会学の方法と課題. 道和書院: 東京, pp.69-87.
- 佐伯年詩雄 (2005) 体育社会学研究の半世紀; そのあゆみから,

- 課題を展望する. 体育学研究, 50 (2) : 207-217.
- 関春南 (1978) 自治体スポーツ行政の現状と課題. 自治問題研究所編 地域と自治体 第9集. 自治体研究社: 東京, pp.245-261.
- 関春南 (1997) 戦後日本のスポーツ政策. 大修館書店: 東京.
- 瀬尾美貴・野川春夫 (2002) 地域スポーツクラブ設立におけるマーケットリサーチ. 順天堂大学スポーツ健康科学研究, 6: 174-182.
- 鈴木栄太郎 (1969) 都市社会学原理 増補版 (鈴木栄太郎著作集 VI). 未来社: 東京.
- 田中重好 (2004) 戦後日本の地域的共同性の変遷: 埋め込み・脱地域化・埋め戻し. 慶應義塾大学法学研究, 77 (1) : 401-446.
- 冨元国光 (1974) コミュニティ・スポーツ振興のために. 体育の科学, 24 (10) : 612-616.
- 鳥越皓之 (2001a) 市民計画の合意方法: 協労と自己決定としてのワークショップ. 地域社会学学会年報, 13: 57-76.
- 鳥越皓之 (2001b) ボランティアセクターとコミュニティ. 野尻武敏他 現代社会とボランティア. ミネルヴァ書房: 京都, pp.191-207.
- 谷口勇一 (2008) 総合型地域スポーツクラブ政策とスポーツ行政の揺らぎ構造. 大谷善博監修 変わりゆく日本のスポーツ. 世界思想社: 京都, pp.112-128.
- 内海和雄 (1989) スポーツの公共性と主体形成. 不昧堂出版: 東京.
- 内海和雄 (1996) 松村和則『地域づくりとスポーツの社会学』: 「スポーツ社会学」としてどう読めるか. 一橋大学スポーツ科学研究室研究年報1996: 18-20.
- 内海和雄・尾崎正峰 (1984) 都市化過程と社会体育; 社会体育研究の課題. 日本社会教育学会編 生活構造の変容と社会教育; 日本の社会教育第28集. 東洋館出版: 東京, pp.98-107.
- 上羅廣 (1978) 地域スポーツ政策の展開と住民: 「スポーツ政策」研究への一視角. 体育社会学研究会編 スポーツ政策論. 道徳書院: 東京, pp.43-64.